

# 国民年金からのお知らせ

## こんなとき、国民年金の届け出を忘れずに！

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが義務づけられています。加入期間は月単位で計算され、年金を受けるときに重要な役割を果たします。届け出を忘れて、未納期間をつくらぬようご注意ください。

種別が変更になるなど、以下のような場合は届け出が必要になります。

### ■ 自営業・学生など（第1号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
会社員・公務員になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

### ■ 会社員・公務員（第2号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
退職した	国民年金への加入手続きをする（被扶養配偶者も同様）	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

### ■ 会社員・公務員に扶養されている配偶者（第3号被保険者）

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
年収が130万円以上になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
配偶者が退職して自営業など（第1号被保険者）になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
配偶者が65歳になった	第1号被保険者への種別変更手続きをする	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員になった	厚生年金への加入手続きをする	勤務先	第2号被保険者

### ■ 20歳になったとき

こんなとき	どうする	届け出先	変更後の被保険者の種別
自営業・学生など	国民年金の加入手続きをする	市町村	第1号被保険者
会社員・公務員	（すでに第2号被保険者の場合は手続きは不要です）		第2号被保険者
会社員・公務員と結婚して扶養されている	第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の勤務先	第3号被保険者

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目） ☎ 0155 (25) 8113  
 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

## 住民登録は正しく行われていますか？

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所などが記録され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスの基礎となっています。

住所や世帯に変更があったときは、必ず住民異動届を提出してください。

届出の際には、本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）の提示をお願いします。

マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方で住民異動届（転入、転出、転居）の手続きをされる場合は、必ずこれらのカードをご持参ください。



届出の種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの <small>●必須 ○お持ちの方および該当する方</small>													
			届出人の印鑑	届出人の本人確認書類	転出証明書	マイナンバーカード	住民基本台帳カード	マイナンバー通知カード	印鑑登録済証明書	国民健康保険証	後期高齢者保険証	介護保険証	身体障害者手帳	福祉医療費受給者証※2	所得・課税証明書	
転入届 豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主 (同一世帯員可)	●	●	○※1	○※1	○※1	○								○※3
転出届 ほかの市区町村に引っ越すとき	あらかじめ (転出後14日以内を含む)		●	●		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
転居届 豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から14日以内		●	●		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
世帯変更届 世帯主が変わったとき	変更のあった日から14日以内		●	●									○			

- ※1 前住所地の市区町村であらかじめ転出手続きをしてください
- ※2 重度心身障害者・ひとり親家庭等および乳幼児等医療費受給者証
- ※3 福祉医療費受給申請者

問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

## 引っ越したら 住民票を 移しましょう！

総務省からのお知らせ

転出・転入の手続きは簡単です！

引っ越し前の  
市区町村

●転出前  
転出届を提出し、転出証明書を受け取る

引っ越し後の  
市区町村

●転出した日から14日以内  
転出証明書を添えて、転入届を提出

転入届の際には、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード（個人番号カード）」の記載事項の変更が必要ですのでお持ちください。

## 自動車税の住所変更を お忘れなく

自動車税は4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

■引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売ったとき（移転登録）
- ・自動車を停止しなくなったとき（抹消登録）

平成31年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中にお手続きをお願いします

■変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

問合せ…札幌道税事務所自動車税課 ☎ 011-746-1197